

**越知町水道事業経営戦略**  
2020（令和2）年度－2029（令和11）年度

2020（令和2）年3月

# 目次

<b>第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1. 経営戦略の策定趣旨.....	1
2. 位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	3
<b>第2章 水道事業の現状と課題</b> .....	<b>4</b>
1. 事業の概要.....	4
2. 給水の状況.....	5
3. 水道施設や管路の状況.....	8
4. 料金の状況.....	14
5. 組織の状況.....	16
6. 経営の状況.....	18
<b>第3章 経営の基本理念と基本方針</b> .....	<b>23</b>
1. 基本理念.....	23
2. 基本方針.....	23
<b>第4章 水道事業の効率化・健全化への取り組み</b> .....	<b>26</b>
1. 投資計画.....	26
2. 財政計画.....	30
3. その他の取り組みの内容.....	33
<b>第5章 投資・財政計画</b> .....	<b>34</b>
1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成.....	34
2. 収益的収支.....	35
3. 資本的収支.....	37
<b>第6章 経営戦略の事後検証・更新等</b> .....	<b>39</b>
1. 経営戦略目標.....	39
2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法.....	40
<b>第7章 用語集</b> .....	<b>41</b>

※ 元号表記の取り扱いについて

本稿での元号表記の取り扱いについては、和暦表記で記載しています。

# 第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

---

## 1. 経営戦略の策定趣旨

---

本町水道事業は、昭和4年6月の創設以来、安全で安定した「水」を供給することを基本的な使命としています。そのため水源の保全及び適切な浄水処理をはじめ、各水道施設の維持管理を適切に行い、水道事業会計の健全な経営に努めてきました。

また、事業面では、平成23年3月「平成22年度 越知町水道事業基本計画」を策定し、水道事業の取り組みを進めてまいりました。

しかし、今後施設の老朽化に伴う建設改良費の増加が予測されることや、人口減少に伴う給水収益の減収が懸念されます。

このような状況に対応し、水道施設や管路の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等経営基盤強化のための取り組みを一層推進することが必要です。

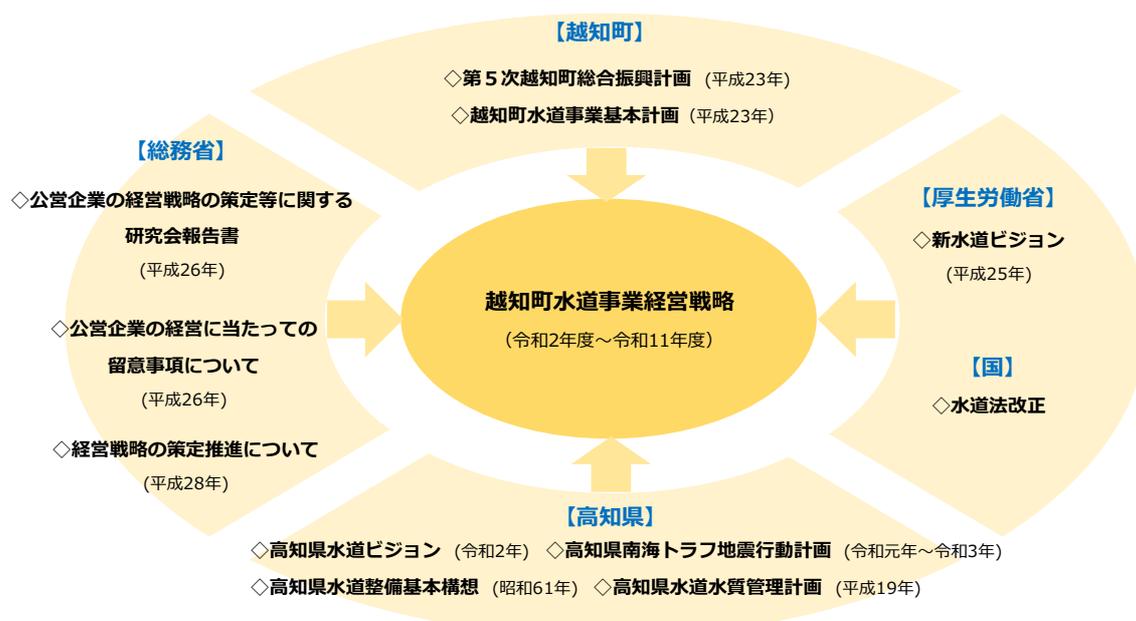
このため、越知町水道事業基本計画の基本方針に掲げている「安心・安定・持続」の実現に向けて、中長期的な経営の基本計画である「越知町水道事業経営戦略」を策定するものとしします。

## 2. 位置づけ

厚生労働省は、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの「水道ビジョン（平成16年策定、平成20年改訂）」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を策定し、安全（水道水の安全の確保）、強靱（確実な給水の確保）、持続（供給体制の持続）の3つの観点から、各水道事業体に水道事業ビジョンの策定を求めています。

また、総務省からは、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」（平成26年3月付け）、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け）、「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付け）が公表され、経営の基本計画として、「経営戦略」を令和2年度までに策定するよう求めています。

こうした流れの中、本町では、上位計画である第5次越知町総合振興計画「基本計画の将来像」の中で示されている水道施設の整備を進め、「上水道と簡易水道の統合」をするための基本方針に沿って生活基盤の整備された安心のまちを実現するために、「越知町水道事業経営戦略」を策定しました。



図表 1-1 越知町経営戦略の位置付け

## 3. 計画期間

---

令和2年度から令和11年度までの10年間

「経営戦略策定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和2年度から令和11年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

## 第2章 水道事業の現状と課題

### 1. 事業の概要

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

供用開始年月日	上水道：昭和 5 年 3 月 20 日 簡易水道：昭和 28 年 4 月 1 日
法適・非適の区分※	上水道：昭和 34 年 4 月 1 日法適用 簡易水道：令和 2 年 4 月 1 日以降適用予定
現在給水人口	4,915 人
給水戸数	2,331 戸
配水能力	6,060 m <sup>3</sup> /日
一日平均配水量	2,186 m <sup>3</sup> /日

※法適：地方公営企業法の規定を適用する企業、非適：地方公営企業法の規定を適用しない企業

図表 2-1 越知町水道事業の概要

#### <水道事業のあゆみ>

本町の水道は、昭和 4 年に坂折川の伏流水を水源として国の認可を受けたのが始まりで、給水は翌年度の昭和 5 年から開始しました。その後、給水区域の拡張や改修工事を実施し、現在の給水区域を形成しています。

また、水道の給水区域に組み込むことが難しい山間部では、簡易水道や飲料水供給施設などによって生活用水が賄われています。

昭和 27 年度に簡易水道国庫補助金制度が創設されたのを機に、7 カ所に簡易水道施設、19 カ所に飲料供給施設が整備されました。

## 2. 給水の状況

### (1) 給水人口と有収水量

本町の総人口は、「越知町まち・ひと・しごと創生総合戦略～おち家の挑戦～」に記載されている通り年々減少しており、平成27年度の人口は5,797人と、ピーク時である昭和22年度の人口13,565人から5割以上の減少となっています。今後も少子高齢化の影響などにより、人口が減少していくことが見込まれます。

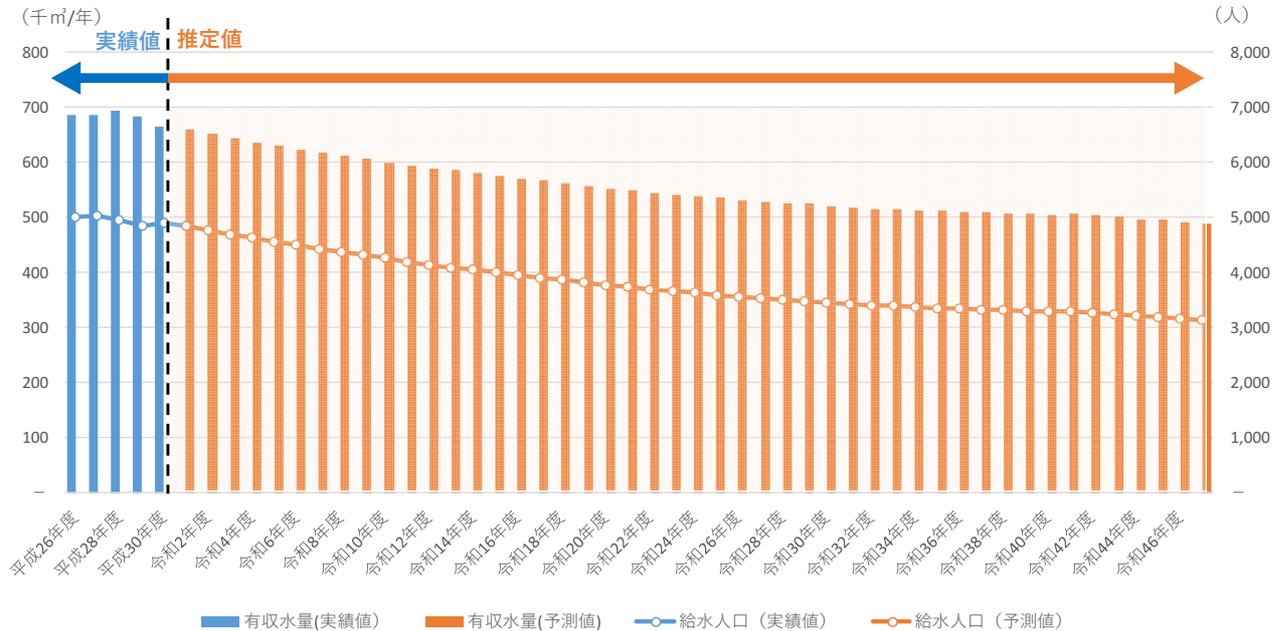


図表 2-2 越知町人口推移

本町の給水人口は、平成30年度は4,915人ですが、令和10年度には4,260人、令和20年度には3,781人、令和40年度には3,302人と減少していくことが予測されます。

有収水量についても、平成30年度は665千 $\text{m}^3$ ですが、令和10年度には601千 $\text{m}^3$ 、令和20年度には553千 $\text{m}^3$ 、令和40年度には506千 $\text{m}^3$ となり、給水人口と同様に逡減していくことが予測されます。

また、給水人口が横ばいでも省エネ・節水機器の普及及び節水意識の向上により、有収水量が低減する可能性もあります。このような構造の変化により水需要が低迷し、給水収益の減少につながれば、水道事業の経営状況に影響を及ぼします。また、施設の利用に対して施設の規模（能力）が過大になることで施設利用率が低下し、効率的な経営に影響を及ぼします。そのため、水道施設の更新の際には、水需要に応じて施設規模の適正化を図る必要があります。

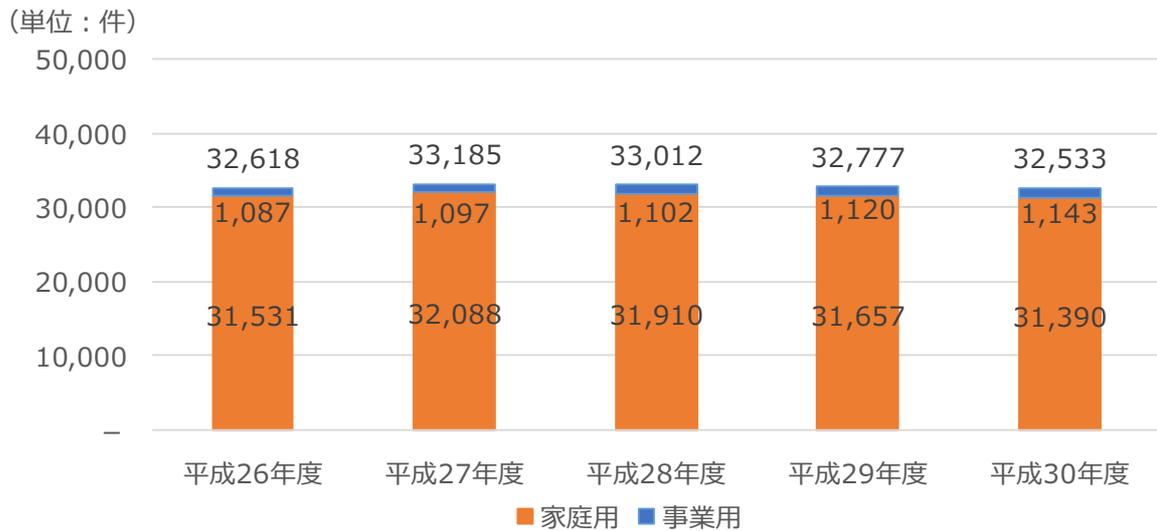


図表 2-3 給水人口と有収水量の見通し

## (2) 水利用の状況

### ① 調定件数

調定件数は、「家庭用」が全体の96%を占めています。また、総調定件数は横ばいで推移しています。

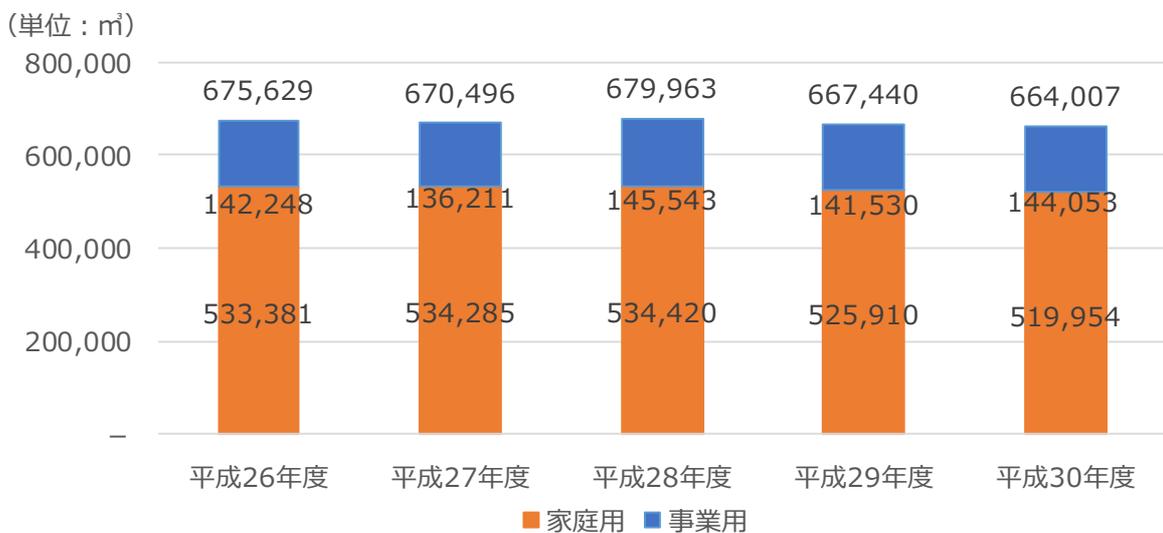


図表 2-4 調定件数の推移

※家庭用：20mm 口径以下、事業用：25mm 口径以上

### ② 使用水量

使用水量は、「家庭用」が全体の78%を占めています。また、総使用水量は調定件数と同様に横ばいで推移しています。



図表 2-5 使用水量の推移

### 3. 水道施設や管路の状況

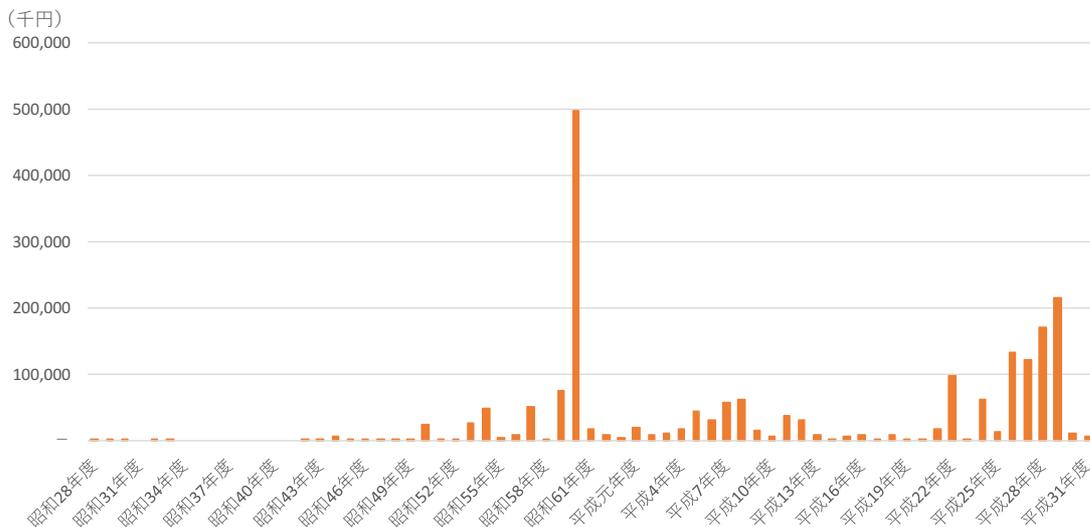
#### (1) 水道施設の状況

越知町の水道事業は上水道1施設、簡易水道6施設の合計7施設を有しており、町営の水道事業としてその管理運営を行っています。上水道及び片岡簡易水道、本村簡易水道、遊行寺簡易水道は、比較的清浄で豊富な伏流水・地下水を水源とし、滅菌処理にて直接配水しています。また、鎌井田簡易水道及び清水簡易水道、楠神簡易水道は表流水を水源とし、緩速ろ過+滅菌処理し配水しています。

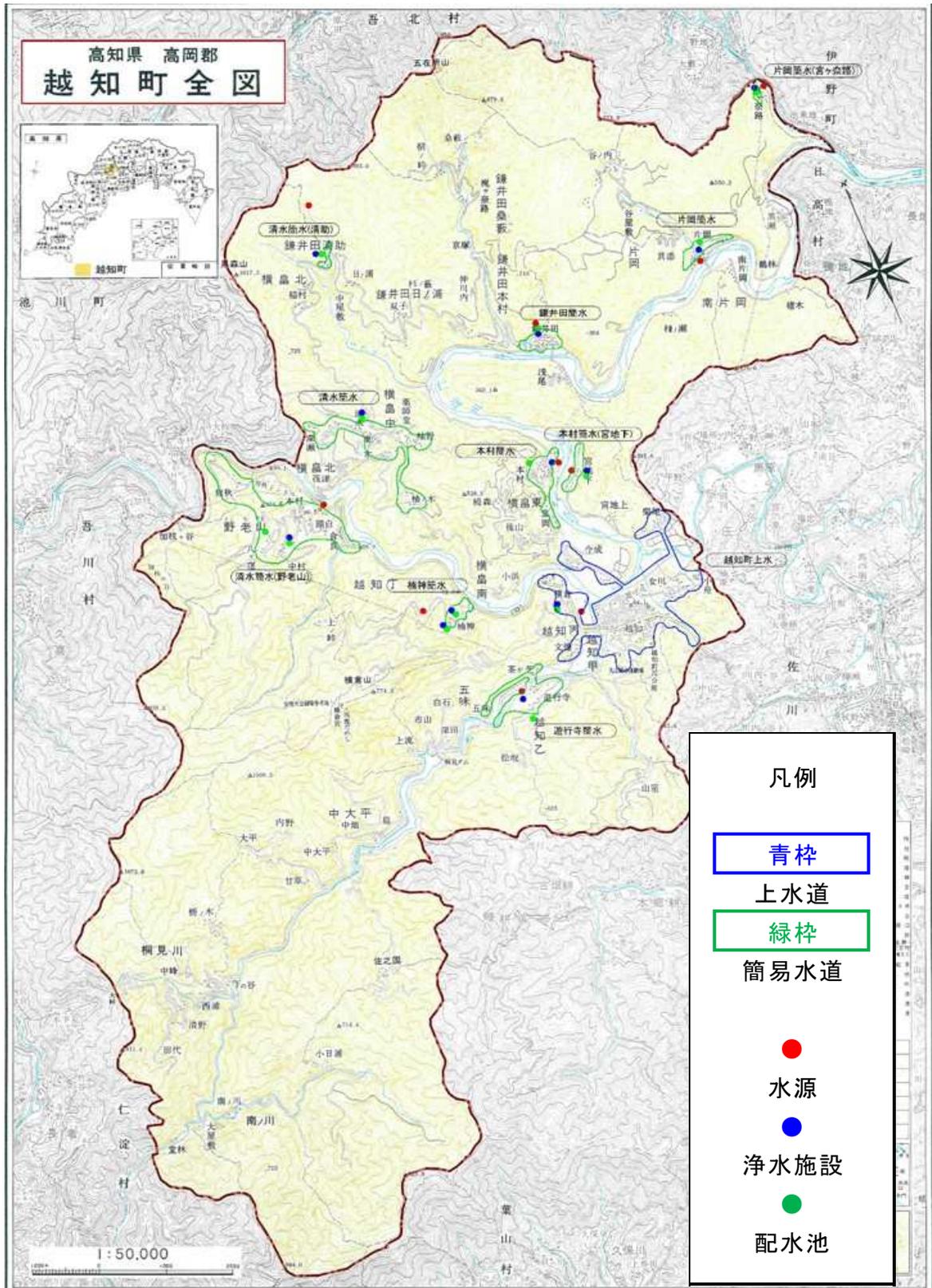
水道名称	越知上水道	遊行寺簡易水道	本村簡易水道	片岡簡易水道	楠神簡易水道	清水簡易水道	鎌井田簡易水道
浄水施設名称	越知	遊行寺	本村宮地下	片岡宮ヶ奈路	楠神上 楠神下	清水、清助 野老山	鎌井田
年間取水量 (m <sup>3</sup> )	680,441	29,545	31,371	8,655	15,718	96,720	15,726
浄水能力 (m <sup>3</sup> /日)	5,600	65	58	89	90	152	112

図表 2-6 水道施設の概要

現在保有している施設及び設備の年度別の取得価額は、以下のグラフの通り昭和60年度に最も多く計上されていますが、これは上水道施設の移転を実施したことによります。水道施設及び設備の耐用年数は50~60年であるため、本町の水道施設及び設備の多くは令和27年度以降に法定耐用年数を経過し、それ以降、多額の更新投資が必要となる見込みです。



図表 2-7 施設及び設備の年度別の取得価額



図表 2-8 越知町上水道及び簡易水道主要施設位置図



図表 2-9 越知上水道配水池



図表 2-10 遊行寺簡易水道



図表 2-11 本村簡易水道配水池



図表 2-12 片岡簡易水道配水池



図表 2-13 楠神簡易水道配水池



図表 2-14 清水簡易水道ろ過地・配水池



図表 2-15 鎌井田簡易水道配水池

《関連指標の推移》

指 標	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	用語説明（算式）
施設利用率 （%）	39.9	38.9	37.8	37.0	36.1	<b>1 日平均配水量(m<sup>3</sup>)÷1 日配水能力(m<sup>3</sup>)×100</b> 施設がどれだけ効率的に利用されているかを表す指 標。数値が高いほど施設効率が低い。
有形固定資産 減価償却率 （%）	58.4	58.2	60.0	60.5	62.1	<b>有形固定資産減価償却累計額÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100</b> 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの 程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合 いを示す指標。

※有形固定資産減価償却率は上水道の数値を記載しています。

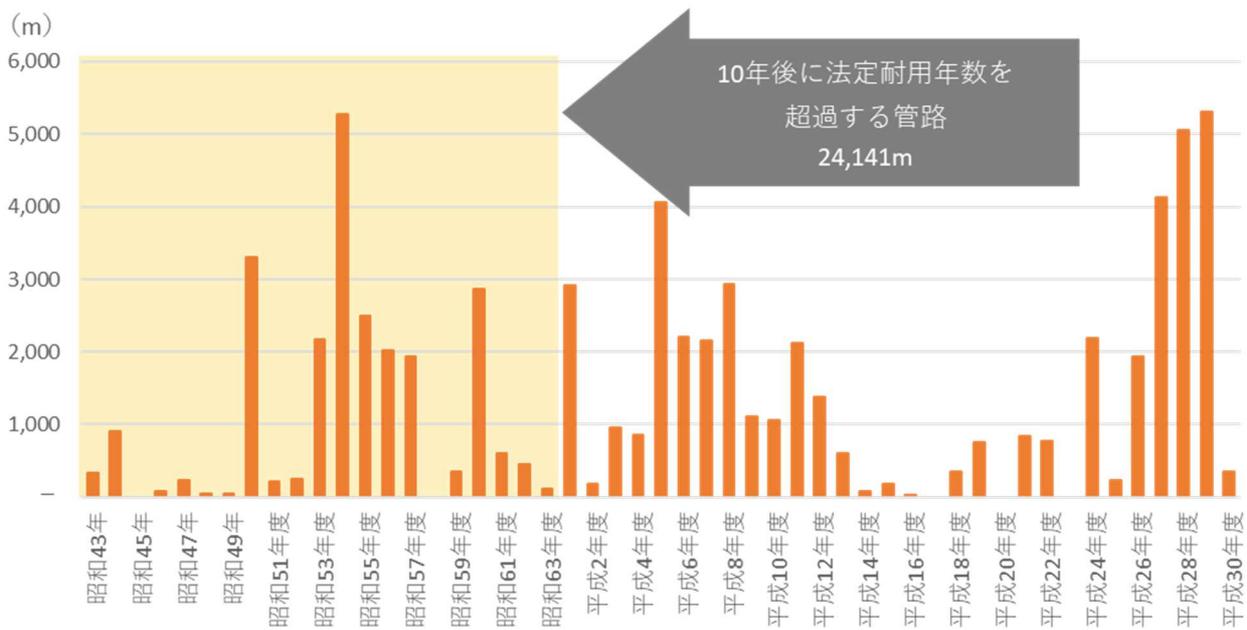
施設利用率は減少傾向にあり、類似団体平均 60.5%（第 2 章 6.（3）他団体と比較した経営状況（P22）を参照）に比べて施設の利用効率が低くなっています。また、有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、資産の老朽化が進行してきています。

このため、今後、施設の効率的な利用及び合理化（スペックダウン）等の検討が必要となり、上述と併せて、計画的に資産を更新していく必要があります。

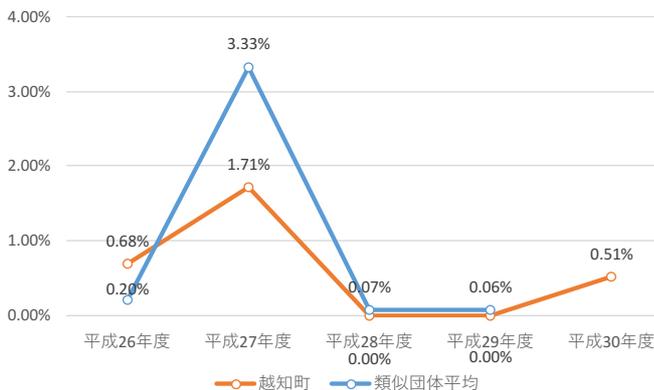
## (2) 管路の状況

平成30年度の町内の管路総延長は68,877mで、布設年度別にみると、管路の法定耐用年数である40年を経過した管路は約12%にあたる8,019mとなっています。

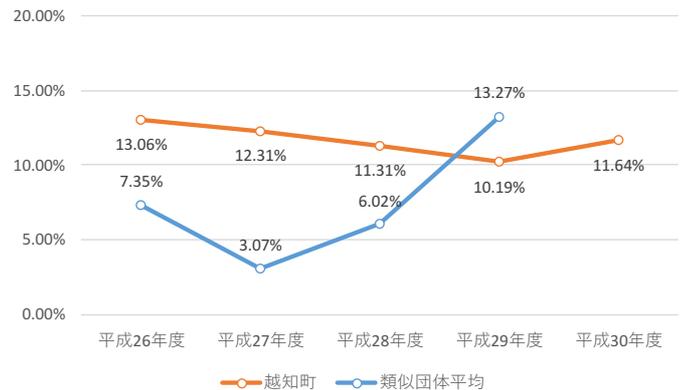
本町の管路更新率は平成26年度を除き類似団体平均より低くなっており、10年後に法定耐用年数を超過する管路は24,141mと平成30年度時点の管路総延長の35%に達するため、今後も管路の更新を実施していく必要があります。



図表 2-16 年度別布設延長



図表 2-17 管路更新率の推移

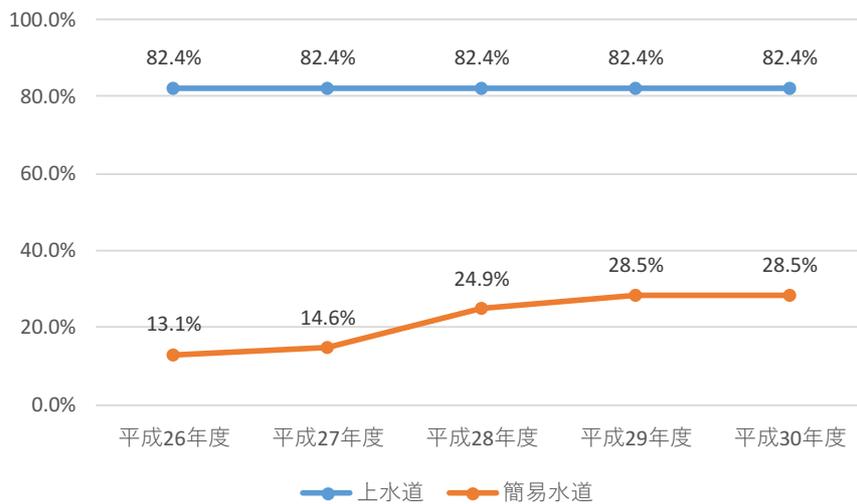


図表 2-18 管路経年化率の推移

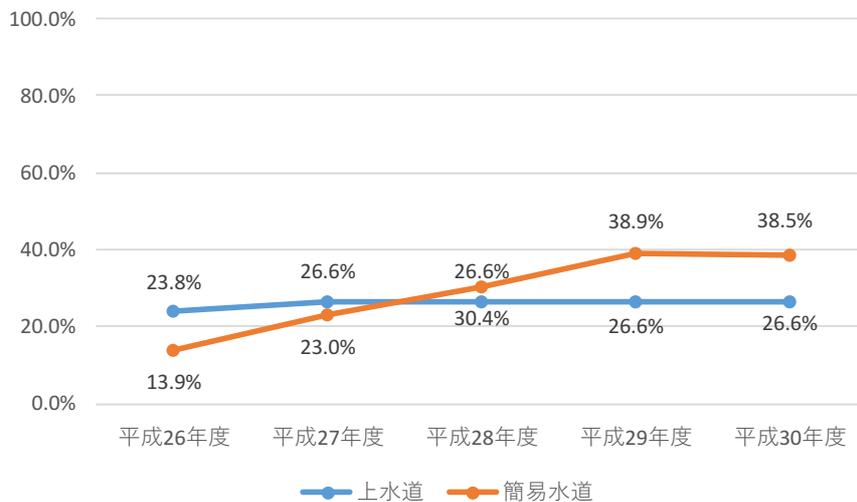
### (3) 耐震化の状況

本町は南海トラフ防災対策推進地域に指定されており、地震調査研究推進本部の公表では今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%~80%と非常に高くなっています。

本町の上水道事業は、基幹管路の耐震適合率が高い水準にあります。各家庭などに水を供給する給水管を含めた管路の耐震適合率は平成30年度時点で26.6%と非常に低い数値です。また、簡易水道事業においては基幹管路の耐震適合率、管路の耐震適合率は平成30年度時点で28.5%、38.5%と共に低い数値です。上水道事業と簡易水道事業を合計すると、基幹管路耐震適合率は35.8%、管路耐震適合率は33.7%となります。そのため、今後、よりスピードアップして基幹管路及び管路の耐震化を進める必要があります。



図表 2-19 基幹管路の耐震適合率の推移



図表 2-20 管路の耐震適合率の推移

## 4. 料金の状況

### (1) 現在の料金体系

本町水道事業の水道料金は、地域によって料金体系が異なっており、上水道及び簡易水道（清水（清助）簡易水道）を除くでは「メーター使用料＋基本料金＋使用水量に応じた超過料金」と消費税相当額で構成されています。また、清水（清助）簡易水道では「基本料金＋世帯人数に応じた超過料金」と消費税相当額で構成されています。

用途	基本料金		超過料金
	水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	1 m <sup>3</sup> 当り単価 (円)
家庭用	8	330	70
営業用	8	530	70
工業用	160	5,280	70
団体用	16	750	70
浴場用	120	3,960	70
娯楽用	8	890	70
臨時用	8	550	70

図表 2-21

上水道及び遊行寺、楠神簡易水道の料金

用途	基本料金		超過料金
	水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)	1 m <sup>3</sup> 当り単価 (円)
家庭用	8	530	70
営業用	8	850	70
工業用	160	8,480	70
団体用	16	1,210	70
浴場用	120	6,360	70
娯楽用	8	1,440	70
臨時用	1	150	110

図表 2-22

片岡、本村、清水（清助を除く）、鎌井田簡易水道の料金

用途	基本料金		超過料金
	基準	金額 (円)	1人増ごとに (円)
家庭用	1世帯 2人まで	600	100
営業用		1,400	
工業用		7,000	
団体用		1,400	
娯楽用		1,000	
臨時用		4,200	

図表 2-23

清水（清助）簡易水道の料金  
（1ヵ月につき）

口径 (mm)	メーター使用料 (円)
13	80
20	180
25	200
40	310
50	1,720
75	2,260
100以上	町長が別に定める額

図表 2-24

使用料（1ヵ月につき）

## (2) 料金についての考え方

地方公営企業では経営に要する経費は経営に伴う収入（料金収入）をもって充てる独立採算制が原則とされています。このため、経営改善に取り組みつつ黒字経営を行い、資金不足が生じないよう適切な水道料金を設定しています。

また、今後、上水道事業と簡易水道事業において料金統合の実施を予定しています。

## (3) 料金回収率の状況

本町の上水道事業は料金回収率が100%を上回っており、給水に係る費用を給水収益で賄うことができますが、簡易水道事業については給水に係る費用を給水収益で賄うことができていません。そのため、P22で示す通り、上水道事業と簡易水道事業を仮に合算すると水道事業全体の料金回収率は100%を下回ります。

また、簡易水道事業については、料金では原価の回収ができていませんが、基準外の繰入金が一般会計から入ることで、赤字を補てんしています。

したがって今後は、基準外繰入金になるべく頼らないようにするため、簡易水道事業を含めた水道事業の料金回収率を改善させる必要があります。

### ◀関連指標の推移▶

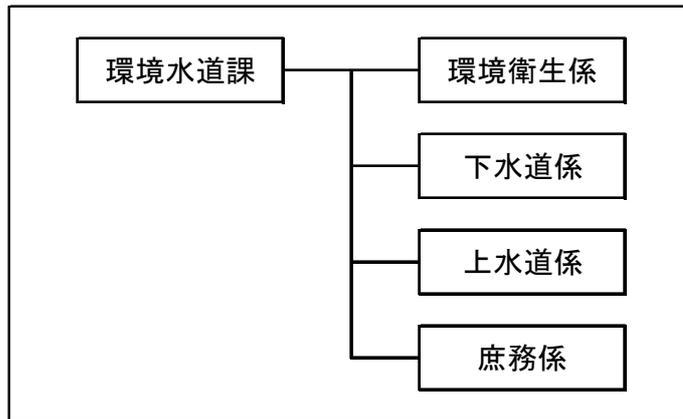
指 標	事 業	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	用語説明（算式）
料金回収率 (%)	上水道	121.4	114.0	121.3	133.0	124.6	<b>供給単価÷給水原価×100</b> 供給単価の給水原価に対する割合を示す。水道事業の経営状況の健全性を示す指標の一つである。料金回収率が100%を下回る場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示す。
	簡易水道 ※	33.2	25.3	37.5	38.4	34.6	

※簡易水道の料金回収率は法非適用の数値を記載しています。

## 5. 組織の状況

### (1) 組織の状況

組織図は下図の通りです。(平成31年4月現在)



図表 2-25 組織図

<課・係ごとの主な職務>

課名	係名	主な業務内容
環境水道課	環境衛生係	一般廃棄物・浄化槽・狂犬病予防・墓地新設・公園
	下水道係	下水道事務全般
	上水道係	上水道・簡易水道管理事務全般
	庶務係	料金調定収納・庶務

図表 2-26 課・係ごとの主な職務

## (2) 職員の状況

本町では、水道事業にかかわる職員は2名ですが、平成29年度以降、業務効率化の影響により水道事業会計で人件費を負担している職員は1名となっています。

本来、水道事業にかかわる職員の人件費は水道事業会計で負担すべきであるため、今後は2名分の人件費について水道事業会計で負担することを検討しています。

また、人員数の確保や次世代への継承についても現状の課題となります。したがって今後は、適正な人員配置を行い、人員の充実化や次世代への継承と専門知識・技能等の向上を図ることで、体制を維持できるように努めます。

職員数の年度別推移（管理者及び再任用職員を除く。）

平成31年4月時点

(単位：人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
技術職員数	1	1	1	1	1
事務職員数	1	1	1	0	0
合計	2	2	2	1	1

職員年齢構成（管理者及び再任用職員を除く。）

平成31年4月時点

(単位：人)

年 齢	事務職員	技術職員	小計
40歳以下	0	0	0
41～45歳	0	1	1
46～50歳	0	0	0
51～55歳	0	0	0
56歳以上	0	0	0
合計	0	1	1

図表 2-27 職員数の年度推移及び職員年齢構成表

## 6. 経営の状況

### (1) 財政状況

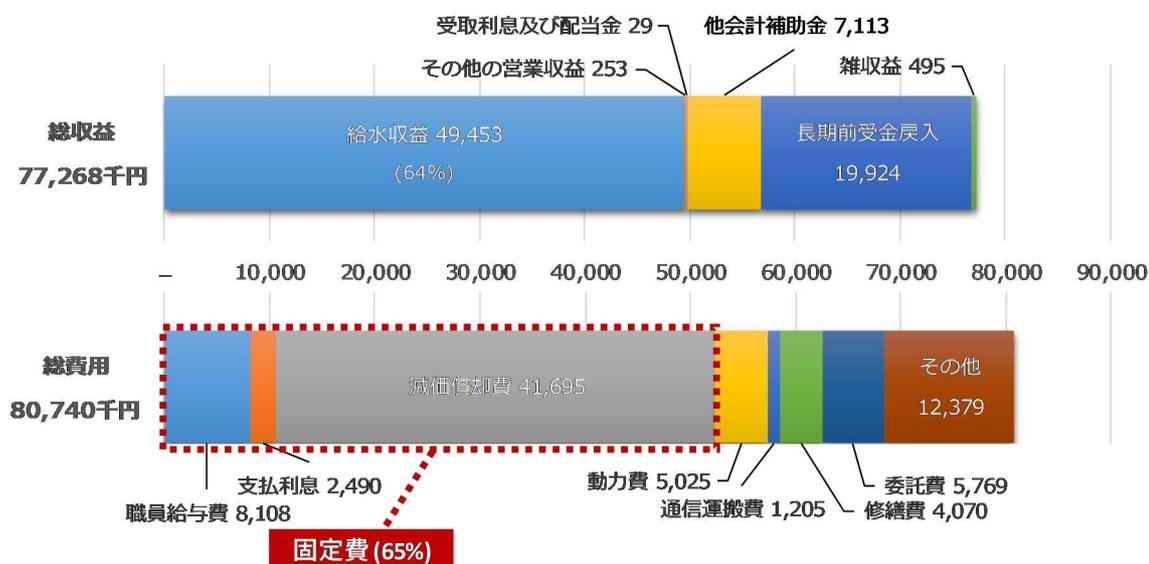
#### 総収益・総費用の内訳

平成29年度の総収益の内訳をみると、全体の64%が給水収益（水道料金収入）であり、収益の半分以上を給水収益が占めています。給水収益は基本料金部分と、超過料金部分で構成されています。現在、節水意識の高まりにより、一人当たりの有収水量が減少した結果、超過料金の収入も減少しています。一方で、基本料金部分は現在の節水傾向が続いたとしても確保できますが、人口が減少すれば、基本料金部分の収入も低減します。したがって、給水収益は節水傾向と人口減少により相乗的に漸減していきます。

一方、総費用の内訳は、人件費、支払利息、減価償却費といった水量の変動に左右されにくい固定費が65%を占めており、特に減価償却費が総費用の52%を占めています。

固定費は事業活動の効率化等で削減することが難しく、かつ、節水傾向・人口減少に伴い給水収益が逡減する見込みであるため、今後、経営状況が悪化する可能性が高い状況にあります。

(単位:千円)



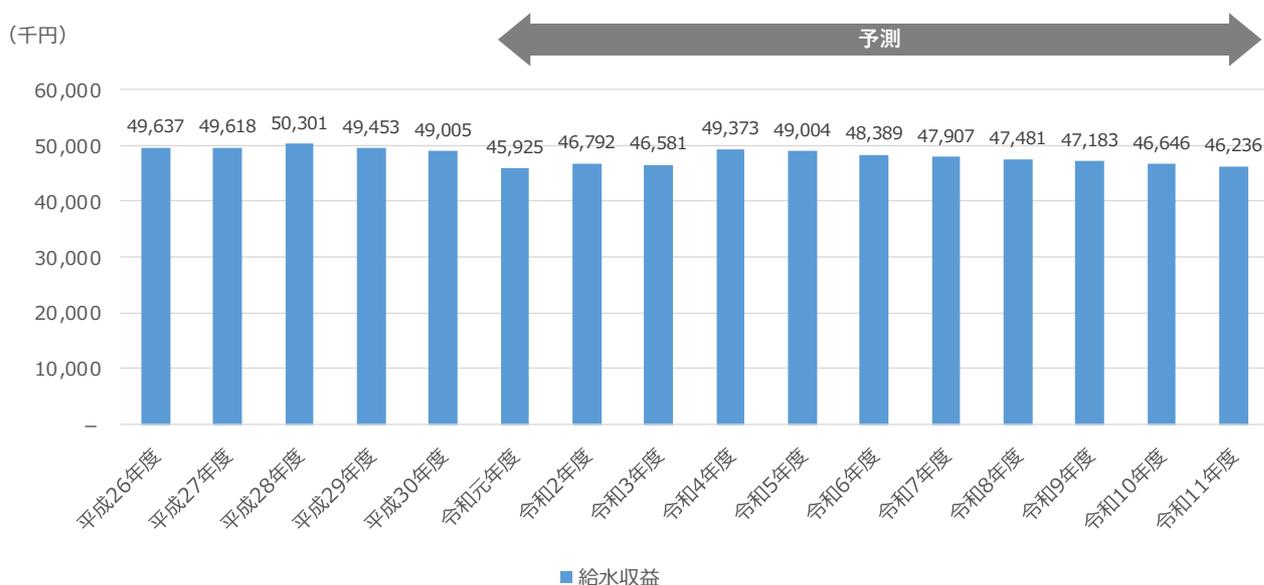
図表 2-28 総収益と総費用（平成29年度）

※上水道+簡易水道を合計した値を記載しています。（簡水の数値は法適化したものと仮定）

### 給水収益の見通し

P15 で示した通り令和4年度に上水道事業と簡易水道事業において料金統合の実施を予定しているため、令和元年度から令和4年度までは給水収益の増加を見込んでいます。一方P6で示した通り、給水人口の減少、省エネ・節水機器の普及及び節水意識の向上による有収水量の減少が予測されるため、令和5年度以降は給水収益が年々減少していくことを見込まれます。

給水収益の減少は、水道事業の経営状況に大きく影響を及ぼすため、今後も給水収益の改善に向けた取り組み、及び給水収益の減少に合わせた費用の削減を実施する必要があります。

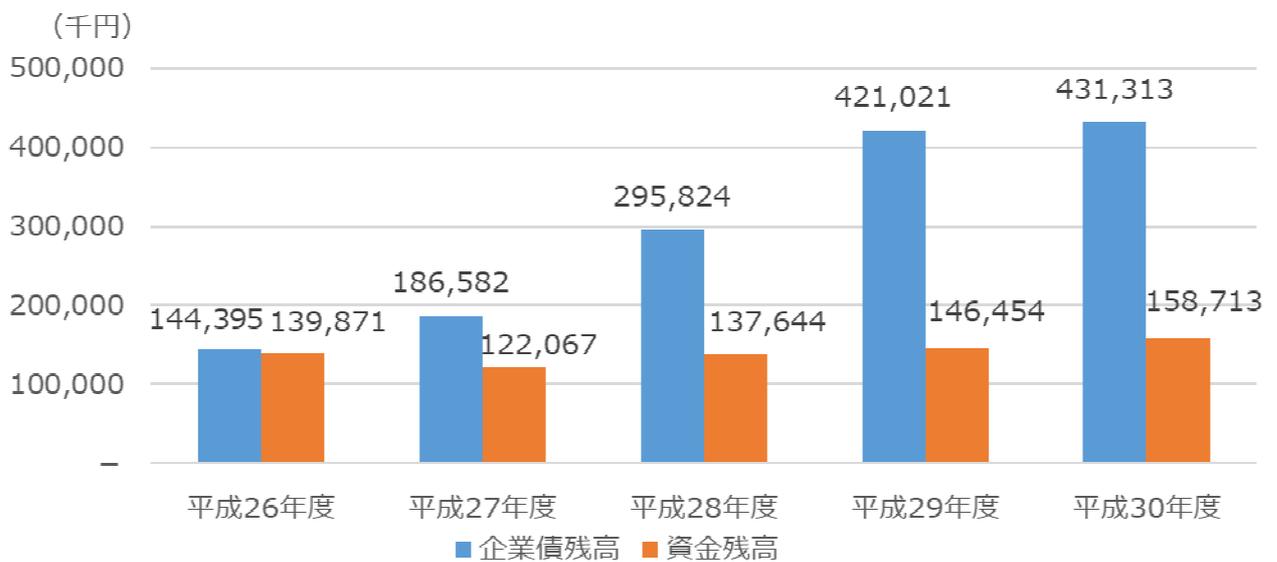


図表 2-29 給水収益の見通し

## (2) 企業債残高・資金残高の推移

企業債残高は、平成26年度から平成30年度までの間で、約2.8億円増加（1.4億円から4.3億円に増加）しています。今後は設備更新投資等が必要となることから、必要資金の増加とともに企業債残高は増加傾向が続くことが見込まれます。

人口減少が予測される中で、建設投資に係る資金の多くを企業債の発行により賄うと、将来世代の負担が大きくなるため、世代間負担の公平性を考慮しつつ、資金を計画的に積み立てていくことが必要です。



図表 2-30 企業債残高と資金残高

### (3) 他団体と比較した経営状況

経営指標について類似団体※と比較を実施しました。

#### (財務の状況)

『財務の状況』では、資金の余力を示す「事業収益対資金残高比率」及び債務の状況を示す「企業債残高対給水収益比率」は良好な数値となっていますが、経営の健全性を示す「経常収支比率」及び料金水準を示す「料金回収率」は類似団体平均を下回っています。これは上水道事業単体では、両指標ともに良好な数値となっていますが、簡易水道事業単体では、近年取得した固定資産の減価償却費が多額に計上されていることにより給水原価が供給単価と比較して著しく高く、両指標とも非常に悪い数値となっている影響によるものです。

なお「経常収支比率」は「料金回収率」と比較して良好な数値となっていますが、これは簡易水道事業において営業外収益で多額の基準外繰入が計上されていることによりです。

#### (施設の状況)

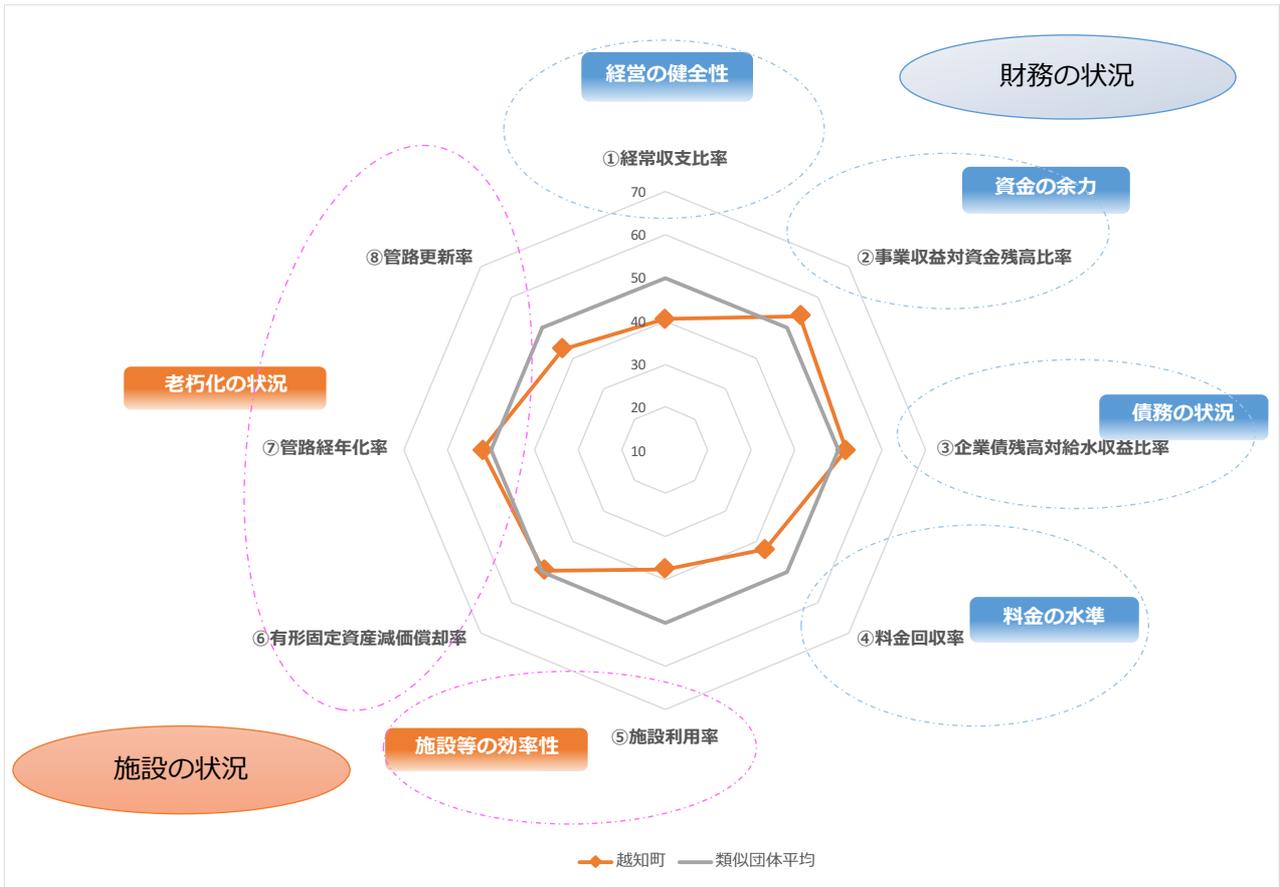
『施設の状況』では、耐用年数を超えた管路が延長ベースでどれだけあるかを示す「管路経年化率」及び、管路のみならず配水池等の施設も含んだ金額ベースでどの程度施設の老朽化が進んでいるかを示す「有形固定資産減価償却率」は類似団体平均とほぼ同水準となっています。つまり本町の管路及び水道施設全体の老朽化の状況は類似団体と同程度の状況となっています。

一方、管路更新による管路老朽化の対策度を示す「管路更新率」は類似団体平均を下回っています。P12で示した通り、10年後には多くの管路が耐用年数を超過することから、計画的に管路更新を行ってまいります。また、管路や施設の更新を行う際には、耐震化を併せて進める必要があります。特に簡易水道事業の管路及び基幹管路に関する耐震化率は十分な水準ではなく、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対策として、今後、よりスピードアップして更新投資を行い、耐震化を進める必要があります。

また、施設等の効率性を示す「施設利用率」も類似団体平均を下回っています。したがって今後更新投資を実施する際は、適正規模の投資を行い、施設の合理化（スペックダウン）を行うなどの検討が必要となります。

#### 【現状の課題】

- 料金回収率が類似団体と比較して低い水準となっている。
- 耐震化整備をより重点的に実施する必要がある。



図表 2-31 経営指標の類似団体比較 (レーダーチャート) (平成 29 年度)

※類似団体比較の対象として、高知県下の町を比較対象としています。また、レーダーチャートは偏差値であり、外側に行くほど良好なことを示しています。

経営指標		越知町※	類似団体平均	数値の見方
財務の状況	① 経常収支比率	95.7%	104.3%	▲
	② 事業収益対資金残高比率	229.0%	193.5%	▲
	③ 企業債残高対給水収益比率	851.4%	891.3%	▼
	④ 料金回収率	78.0%	88.0%	▲
施設の状況	⑤ 施設利用率	37.0%	60.5%	▲
	⑥ 有形固定資産減価償却率	43.4%	42.8%	▼
	⑦ 管路経年化率	10.2%	13.3%	▼
	⑧ 管路更新率	0%	0.1%	▲

(▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好、緑は類似団体より悪化している指標)

※越知町の値は上水道+簡易水道を合計した値を記載しています。(簡水の数値は法適化したものと仮定)

図表 2-32 経営指標の類似団体比較 (実績値) (平成 29 年度)

## 第3章 経営の基本理念と基本方針

---

### 1. 基本理念

---

本町の水道事業は、水道の創設から現在に至るまで、水の安定供給を目指し、「安全で安心な水道事業を未来に継承する」を基本理念とします。限られた資金を効率的かつ効果的に活用しながら水道施設や管路を計画的に更新し、持続可能な水道事業の実現を目指します。

### 2. 基本方針

---

現状や将来の課題に対し、「安心・安定・持続」の視点から、以下の項目を主要な基本方針とします。

「安心」……安全で良質な水道水の供給

#### (1) 水源の保全

地下水・伏流水・表流水を取水する水源では、周辺地域の汚染源の監視とともに水質計測機器の整備を進め、安全な原水を確保できるよう努めます。さらに、水源の定期的な点検・洗浄・補修を実施し、水源の長寿命化を図ります。

#### (2) 適切な浄水方法の採用・検討

浄水施設では、原水水質に応じた適切な浄水方法を選択することが必要です。耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウムの対策としては、原水水質検査を定期的に行い、必要に応じて新たな浄水方法（膜ろ過や紫外線処理等）を検討します。

#### (3) 配水管路での給水水質の維持

配水管内での滞留水の発生は塩素濃度の低下の大きな要因ともなります。このため、配水管末のループ化や定期的な排水洗浄の実施に努めます。また、必要に応じ適切な塩素濃度の維持のため、追加塩素注入施設の整備を進めます。

「安定」……安定した水道水の供給

#### (1) 水道施設の更新

老朽化した施設の更新を進めるとともに、耐震性能に問題のある TS 継手管路は優先的に更新布設替を実施します。

#### (2) 耐震対策

近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震への対策として、以下の耐震対策の実施に取り組んでいきます。

- ・TS 継手管路の布設替
- ・基幹管路や給水拠点への管路の耐震化
- ・仮設資材のストックや指定工事業者との連携による早期復旧体制の拡充
- ・バックアップ管路や連絡管による応急配水管路網の構築
- ・緊急遮断弁による水の確保及び二次災害の防止
- ・緊急貯水槽による応急給水の確保

「持続」……安定した水道事業運営の維持

(1) 計画的な整備事業の実施

過度の整備事業の集中を抑制し、出来る限りの事業の実施時期の平準化を図ることにより、適切な水準の内部留保資金を確保し安定的な事業の実施に努めます。

(2) 適切な料金水準の維持

安定的な事業運営を維持していくためには、主要な収入源である水道料金について適切な水準の維持が必要不可欠です。そのため、経営の効率化に努めるとともに、概ね5～10年ごとの定期的な水道料金の見直しを検討します。

(3) 経営の効率化

システムを活用し、今後の維持管理費用の低減とともに維持管理の高度化を進めます。

(4) 有収率の向上

老朽管路の布設替による漏水防止や、定期的な漏水調査を実施し漏水の監視強化を推進することにより、無効水量を削減し有収率の向上に努めます。

(5) 数値目標の活用

上記の基本方針に基づく計画の目標設定にあたっては、可能な項目についてPI(業務指標)による数値目標を設定し、事業の達成度を明確化するとともに、PDCA サイクルによる継続的な改善に努めます。

※PI(業務指標)・・・水道事業の業務を、一定の算式により求めた業務指標（PI:Performance Indicator）により定量化（数値化）し、評価しやすくすることにより、サービス水準の向上を図る目的として、平成17年1月に（社）日本水道協会が制定。「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「管理」、「国際」の6項目（137指標）からなる。

※PDCA サイクル・・・事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 第4章 水道事業の効率化・健全化への取り組み

### 1. 投資計画

#### (1) 令和11年度までの投資目標

【重要な投資目標】

- 水道事業全体で基幹管路耐震適合率を48.5%、管路耐震適合率を42.3%以上とする。

P13で示した通り、平成30年度時点の基幹管路及び管路に関する耐震化率は、上水道事業の基幹管路に関する耐震化率を除き、全て40%以下と低い水準となっています。

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対策として、今後は今まで以上に耐震化整備を加速させる必要があります。

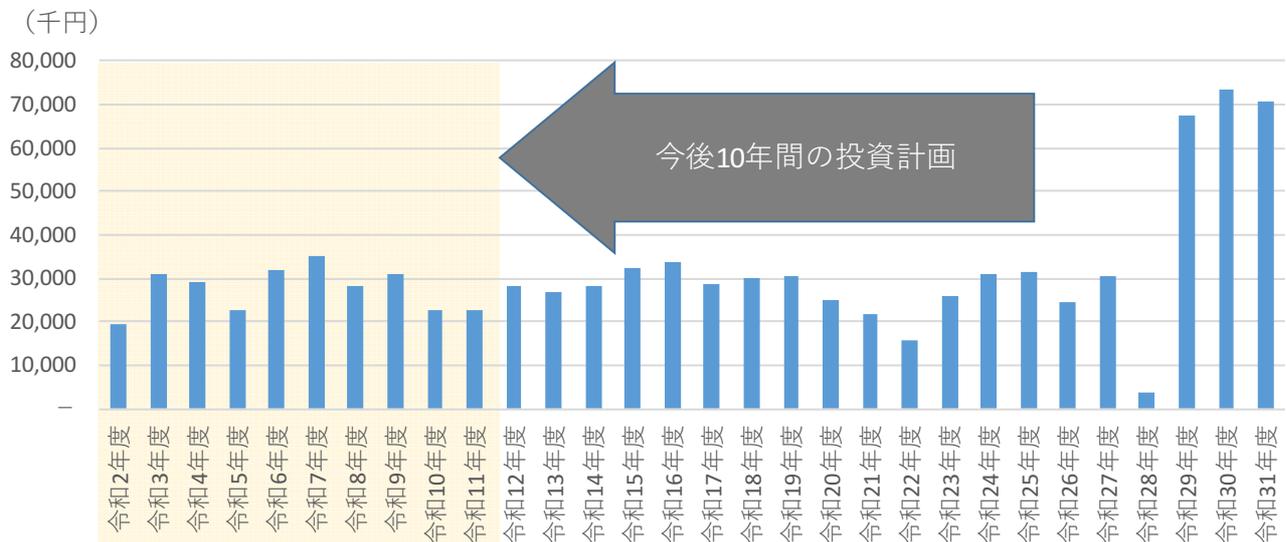
こうした状況を踏まえ、策定している建設改良計画に基づき、水道事業全体で基幹管路耐震適合率を48.5%、管路耐震適合率を42.3%にすることを投資目標とします。

## (2) 投資の基本方針

施設の劣化状況を定期点検等により把握し、適宜、補修を行って維持管理を行い、長寿命化を図ります。また、施設の更新を計画的・効率的に進めるとともに、更新時には耐震性や維持管理効率の向上を図ります。

## (3) 計画期間内に実施する固定資産の投資計画

経営戦略策定ガイドラインでは可能な限り長期間の投資計画を策定することが求められており、本町では今後30年間の投資予定額を以下の通り予定しています。



図表 4-1 今後の投資予定額 (グラフ)

なお、経営戦略の計画期間である10年間の建設改良費の見込み額は以下の通りです。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設改良費	19,346	31,003	29,107	22,468	32,121
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
建設改良費	35,229	28,255	30,898	22,769	22,787

図表 4-2 今後10年の投資予定額

## (4) 今後の投資に関する取り組みの内容

### 民間のノウハウを活用

水道施設や管路の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等経営基盤強化のための取り組みを一層推進することが要請されています。こうした流れの中で、民間企業へ任せの方が効率的かつ効果的な業務については、民間委託を検討することが求められており、本町でもこれまでメーター検針、メーター交換の民間委託を実施してきました。

業務委託分野の拡大に向け、今後も引き続き他市町村の状況調査・研究を進めています。なお、施設管理業務は、現状では本町単独で行っていますが、今後は施設管理の包括委託を検討しています。

### 施設・設備の合理化（スペックダウン）

これまで越知町水道事業基本計画（平成22年）を策定し、策定した計画に基づき、施設・設備の更新を実施してきました。

今後は、上述の計画の更新と経営戦略を鑑みつつ、限られた資金等を効率的かつ効果的に活用しながら、施設・設備の合理化（スペックダウン）等を進めていきます。

### 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する項目

P27で記載している投資計画と合わせて検討していきます。

### 広域化に関する項目

水道広域連携検討会として中央西部会（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）を開催し、専門家にアドバイス頂きながら、様々な広域連携の方法について協議を始めています。今後も定期的に部会を開催し、中央西圏域内で可能な広域連携の体制を検討していきます。

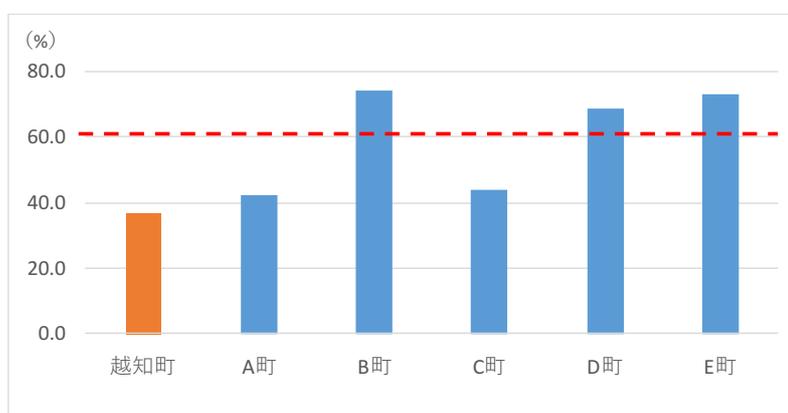
### 防災・安全対策に関する項目

水道事業は、住民生活の維持に不可欠なライフラインであり、災害時においても事業の継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本町においても、漏水調査の頻度を増加させるとともに、老朽化が進んでいる管路から優先的に、漏水箇所の分析結果に基づく管路の集中更新を進めていきます。更に新たな漏水調査技術の調査検討をするなどして、より一層の危機管理体制の向上に努めます。

また、BCP(事業継続化計画)の策定も予定しています。

### 現有財産の有効活用に関する項目

施設利用率は比較団体平均と比較して低くなっています。水需要と施設機能の乖離が見られる状況であることから、水需要に見合った施設能力とし、事業の効率化を検討していきます。



図表 4-3 施設利用率の類似団体比較  
(平成 29 年度)

※赤字の点線は類似団体平均を示しています。

## 2. 財政計画

### (1) 令和11年度までの財政目標

#### 【重要な財政目標】

- 経常収支比率を100%以上（黒字）にする。
- 企業債残高対給水収益比率を1,000%以下にする。

P22で示した通り、本町の平成29年度の経常収支比率は95.7%となっており、他団体平均104.3%を下回っており、100%以下であることから単年度の収支が赤字であることを示しています。経常収支比率が悪化している主たる要因はP15で示した通り簡易水道事業の料金回収率が低水準で推移している影響によるものであり、今後、給水原価の削減や供給単価の改善により料金回収率を改善し、簡易水道事業を含めた経常収支比率を100%以上（黒字）にするよう努めます。

また、P22の通り、本町の平成29年度の企業債残高対給水収益比率は851.4%と他団体平均891.3%より低くなっていますが、今後も継続して企業債を財源とする更新投資を予定していることから、企業債残高対給水収益比率の増加が見込まれます。しかしながら、給水収益の改善や積極的な企業債償還の実施により、企業債残高対給水収益比率を1,000%以下で抑えるよう努めます。

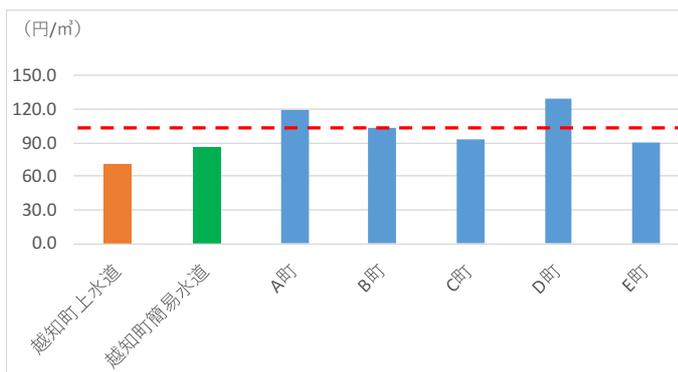
## (2) 財源確保のための取り組みの内容

### 料金に関する項目

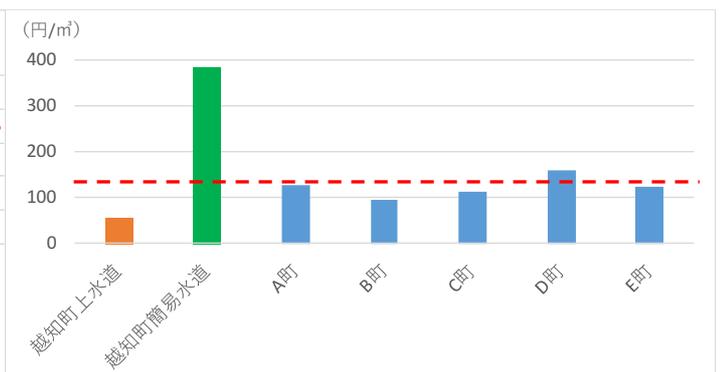
本町の上水道事業及び簡易水道事業の供給単価は他団体と比較して低い水準となっています。給水原価については、上水道事業は他団体と比較して低水準となっていますが、簡易水道事業は非常に高水準となっているため、結果として上水道事業の料金回収率は他団体と比較して良好な数値、簡易水道事業の料金回収率は他団体と比較して非常に悪い数値となっています。

また、P17 に示した通り、水道事業にかかわる職員 2 名の人件費のうち現状水道事業会計で負担しているのは 1 名分のみですが、今後 2 名分の人件費を水道事業会計で負担する体制に戻す予定のため、給水原価が上昇することが見込まれます。

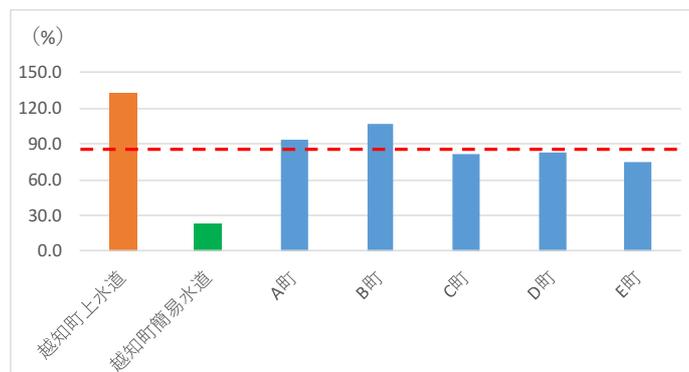
したがって今後は、P15 に示した、上水道事業と簡易水道事業の料金統合等を実施することにより供給単価の見直しを図り、料金回収率の改善に努めます。



図表 4-4 供給単価の類似団体比較  
(平成 29 年度)



図表 4-5 給水原価の類似団体比較  
(平成 29 年度)



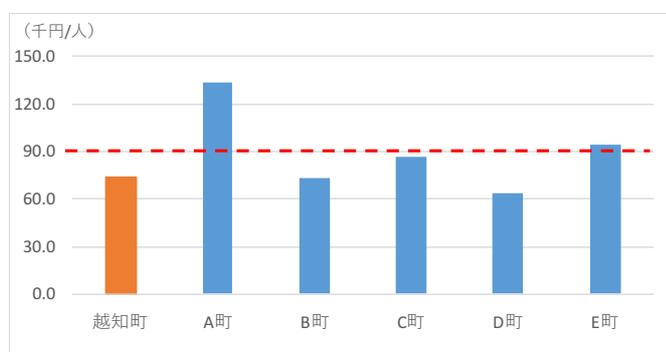
図表 4-6 料金回収率の類似団体比較  
(平成 29 年度)

※赤字の点線は類似団体平均を示しています。

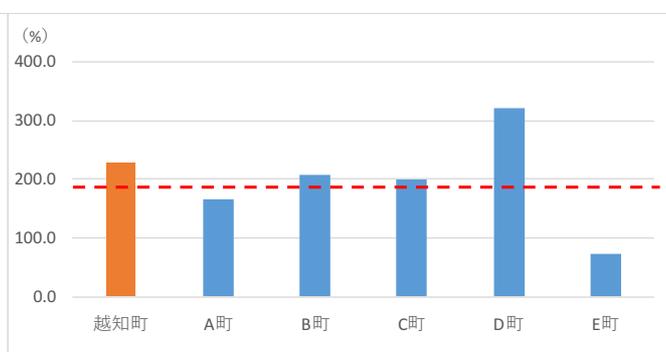
### 企業債・資金に関する項目

「第2章6.(2)企業債残高・資金残高の推移(P20)」で記載の通り、本町の企業債は平成26年度から平成30年度までの5年間で約2.8億円増加しています。また、一人当たり企業債残高は現状類似団体平均より低くなっていますが、今後も更新投資が必要となることから、企業債残高はさらに増加する可能性があります。

また、事業収益対資金残高比率(事業収益に対する資金残高の比率)は類似団体平均と比較して高い数値となっており、震災等が起こった場合でも継続的に事業を行うことが可能なように、今後も同水準の資金残高を確保するよう努めます。



図表 4-7 一人当たり企業債残高の類似団体比較 (平成 29 年度)



図表 4-8 事業収益対資金残高比率の類似団体比較 (平成 29 年度)

※赤字の点線は類似団体平均を示しています。

## 3. その他の取り組みの内容

---

### 組織・人材・定員及び給与に関する項目

P17で示した通り、水道事業にかかわる職員2名の人件費のうち水道事業会計で負担しているのは現状1名分のみとなっているため、今後2名分の人件費を水道事業会計で負担する体制に戻します。また、事業を運営する上で適正な人員配置を行い、ベテラン職員の培った技術やノウハウを次世代へ正確に承継するために、組織体制の最適化を目指します。

### 住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

これまでの取り組みとして、水質苦情については、宅内側由来と考えられるものを含めた対応を充実させることにより、住民満足度の向上を図っています。具体的には、水道から異物が出た等の相談に対して、水道メーター接続部から採水し、使用者と共に確認するなど、きめ細やかな対応を行っています。

また、教育委員会等との連携による学習教材（上下水道事業啓発教材）の作成・配布も実施しています。具体的には小学4年生を対象にしたチラシを作成し、社会見学の一環として浄水場の見学を実施しています。

今後、指定給水装置工事業者一覧表（業者名、所在地、電話番号、HPリンク）を本町HPに掲載するなど、情報公開・発信の拡充をしていきます。

### 防災・安全対策に関する項目

水道事業は、住民生活の維持に不可欠なライフラインであり、災害時においても事業の継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本町においても、人的資源や物的資源が被害を受けた場合の応急復旧を迅速に進めるため、応急復旧マニュアルを整備しています。今後は、広域応援体制の整備を検討するなど、より一層の危機管理体制の向上に努めます。

### その他経営健全化や経営基盤強化に関する項目

これまでの取り組みとして、緊急通報装置を取り入れていますが、さらに集中監視（PC、スマートフォン）システムの導入を検討しています。

今後は省エネルギー化の一環として、将来の施設更新時にエネルギー効率のよい機器の導入、工事請負業者に対して建設副産物の再利用の指導、再資源率100%を目指すなどして、経営基盤の強化を図ります。

# 第5章 投資・財政計画

## 1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成

投資・財政計画シミュレーションを実施するにあたり、以下の前提条件により今後10年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

		項目	前提条件	
収益的 収支	収入	営業収益	料金収入	給水人口（※1）×一人当たり有収水量×年間日数×給水単価（※2）で算定 ※1 第2章での給水人口を使用 ※2 過年度の実績を踏まえ算定
			受託工事収益	過年度の実績を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
		営業外収益	補助金	過年度の実績を踏まえ算定
			長期前受金戻入	第4章での投資計画を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	令和3年度に職員1名増加を踏まえ算定
			経費	過年度の実績を踏まえ算定
			減価償却費	第4章での投資計画を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	既存債は起債償還表を元に算定、新発債は今後発行の企業債残高×利率1%で算定
その他	営業外他会計補助金に係る消費税額に基づき算定			
特別損益			ゼロとして算定	
資本的 収支	収入	企業債	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		他会計出資金	過年度の実績を踏まえ算定	
		他会計補助金	過年度の実績を踏まえ算定	
		他会計負担金	過年度の実績を踏まえ算定	
		その他	過年度の実績を踏まえ算定	
	支出	建設改良費	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	既存債は起債償還表を元に算定、新発債は償還期間に基づき算定	
		その他	過年度の実績を踏まえ算定	

図表 5-1 投資・財政計画シミュレーションの前提条件

## 2. 収益的収支

投資・財政計画(収益的収支)

区 分		年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
				(決算)	(決算)	(決算見込)	(予算)	(将来予測)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			49,706	49,454	46,055	46,926	46,932	
	(1) 料 金 収 入			49,453	49,005	45,925	46,792	46,581	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			—	—	—	4	—	
	(3) そ の 他			253	449	130	130	351	
	2. 営 業 外 収 益			27,561	30,834	58,845	45,606	39,963	
	(1) 補 助 金			7,113	3,187	34,271	20,611	10,939	
	他 会 計 補 助 金			7,113	3,187	34,271	20,611	10,939	
	そ の 他 補 助 金			—	—	—	—	—	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			19,924	18,722	22,283	24,748	27,270	
	(3) そ の 他			524	8,925	2,290	247	1,755	
	収 入 の 計 (C)			77,268	80,288	104,900	92,532	86,895	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			78,207	81,446	99,083	89,170	87,718
		(1) 職 員 給 与 費			8,108	9,797	10,721	11,281	17,635
基 本 給				3,780	4,451	4,250	4,298	8,012	
退 職 給 付 費				—	—	—	—	—	
そ の 他				4,328	5,346	6,470	6,983	9,623	
(2) 経 費				28,404	29,778	47,901	37,389	29,661	
動 力 費				5,025	5,117	5,219	7,597	5,001	
修 繕 費				4,070	2,356	2,430	6,911	2,356	
材 料 費				149	75	100	268	74	
そ の 他				19,161	22,230	40,152	22,613	22,230	
(3) 減 価 償 却 費				41,695	41,871	40,461	40,500	40,422	
2. 営 業 外 費 用				2,530	3,035	3,135	5,727	3,725	
(1) 支 払 利 息				2,490	3,035	3,135	5,727	2,994	
(2) そ の 他			40	—	—	—	732		
支 出 の 計 (D)			80,737	84,481	102,218	94,897	91,443		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			-3,469	-4,193	2,682	-2,365	-4,547		
特 別 利 益 (F)			—	—	—	4	—		
特 別 損 失 (G)			4	26	38	47	—		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			-4	-26	-38	-43	—		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)			-3,473	-4,219	2,644	-2,408	-4,547		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			89,356	76,548	60,030	57,622	53,075		
流 動 資 産 (J)			147,978	160,622	179,290	172,215	160,622		
う ち 未 収 金			674	942	1,100	1,196	942		
流 動 負 債 (K)			9,153	3,641	20,160	13,226	3,641		
う ち 建 設 改 良 費 分			559	566	7,642	9,887	566		
う ち 一 時 借 入 金			—	—	—	—	—		
う ち 未 払 金			7,978	2,402	11,794	2,603	2,402		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			—	—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			—	—	—	—	—		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			49,706	49,454	46,055	46,922	46,932		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			—	—	—	—	—		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			—	—	—	—	—		

(単位:千円、%)

令和4年度 (将来予測)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)
49,724	49,356	48,740	48,258	47,832	47,534	46,997	46,587
49,373	49,004	48,389	47,907	47,481	47,183	46,646	46,236
—	—	—	—	—	—	—	—
351	351	351	351	351	351	351	351
44,143	45,126	44,920	45,390	45,306	43,901	42,646	42,216
11,261	11,515	11,505	11,805	12,123	12,068	12,340	12,506
11,261	11,515	11,505	11,805	12,123	12,068	12,340	12,506
—	—	—	—	—	—	—	—
31,128	31,855	31,660	31,830	31,428	30,077	28,551	27,955
1,755	1,755	1,755	1,755	1,755	1,755	1,755	1,755
93,868	94,481	93,660	93,648	93,139	91,434	89,643	88,803
87,019	87,033	87,143	87,145	86,575	85,297	83,472	83,223
17,635	17,635	17,635	17,635	17,635	17,635	17,635	17,635
8,012	8,012	8,012	8,012	8,012	8,012	8,012	8,012
—	—	—	—	—	—	—	—
9,623	9,623	9,623	9,623	9,623	9,623	9,623	9,623
29,611	29,576	29,514	29,467	29,424	29,396	29,342	29,301
4,951	4,915	4,854	4,806	4,764	4,735	4,681	4,641
2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356
74	74	74	74	74	75	74	74
22,230	22,230	22,230	22,230	22,230	22,230	22,230	22,230
39,773	39,822	39,995	40,044	39,516	38,266	36,495	36,287
3,944	4,115	3,986	4,187	4,417	4,292	4,460	4,540
3,202	3,365	3,225	3,416	3,638	3,506	3,664	3,737
742	750	761	770	779	785	795	803
90,963	91,147	91,129	91,332	90,992	89,588	87,931	87,763
2,905	3,334	2,531	2,316	2,146	1,846	1,712	1,039
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2,905	3,334	2,531	2,316	2,146	1,846	1,712	1,039
55,980	59,313	61,844	64,161	66,307	68,153	69,864	70,904
160,622	160,622	160,622	160,622	160,622	160,622	160,622	160,622
942	942	942	942	942	942	942	942
3,641	3,641	3,641	3,641	3,641	3,641	3,641	3,641
566	566	566	566	566	566	566	566
—	—	—	—	—	—	—	—
2,402	2,402	2,402	2,402	2,402	2,402	2,402	2,402
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
49,724	49,356	48,740	48,258	47,832	47,534	46,997	46,587
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

### 3. 資本的収支

投資・財政計画(資本的収支)

西暦 区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)	(予算)	(将来予測)	
資本的 収 入	1. 企 業 債	129,100	9,900	8,800	—	31,000	
	うち 資本費平準化債	—	—	—	—	—	
	2. 他 会 計 出 資 金	—	279	283	287	291	
	3. 他 会 計 補 助 金	15,235	11,439	2,826	3,534	4,654	
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	3,533	4,654	
	5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	76,926	—	—	—	—	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	
	8. 工 事 負 担 金	—	—	—	—	—	
	9. そ の 他	8,891	—	—	—	—	
	計 (A)	230,152	21,618	11,910	7,354	40,599	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	
	純 計 (A)-(B) (C)	230,152	21,618	11,910	7,354	40,599	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	244,255	17,444	7,370	19,346	31,003
		うち 職員給与費	—	—	—	—	—
2. 企 業 債 償 還 金		3,903	4,508	4,893	7,642	9,888	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		—	—	—	—	—	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		—	—	—	—	—	
5. そ の 他		—	—	—	—	—	
計 (D)	248,158	21,952	12,263	26,988	40,891		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		18,006	334	353	19,634	291	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	5,131	334	—	4,288	—	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	—	—	—	—	—	
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	
	4. そ の 他	12,875	—	353	15,346	291	
計 (F)	18,006	334	353	19,634	291		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		—	—	—	—	—	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		—	—	—	—	—	
企 業 債 残 高 (H)		421,021	431,313	426,420	425,078	446,190	

○他会計繰入金

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)	(予算)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		7,113	3,187	34,271	20,611	10,939
	うち 基準内繰入金	1,263	1,535	15,895	9,560	1,514
	うち 基準外繰入金	5,850	1,652	18,376	11,051	9,425
資 本 的 収 支 分		15,235	11,439	2,826	7,067	9,308
	うち 基準内繰入金	1,982	2,006	496	1,239	4,727
	うち 基準外繰入金	13,253	9,433	2,331	5,828	4,581
合 計		22,348	14,626	37,098	27,678	20,247

(単位:千円、%)

令和4年度 (将来予測)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)
29,100	—	32,121	35,229	—	30,800	22,700	—
—	—	—	—	—	—	—	—
295	300	304	308	312	317	321	326
6,916	9,135	8,210	8,268	8,326	8,983	9,548	9,585
6,915	9,134	8,209	8,267	8,325	8,982	9,547	9,584
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
43,226	18,569	48,844	52,072	16,963	49,082	42,116	19,495
—	—	—	—	—	—	—	—
43,226	18,569	48,844	52,072	16,963	49,082	42,116	19,495
29,107	22,468	32,121	35,229	28,255	30,898	22,769	22,787
—	—	—	—	—	—	—	—
14,415	18,868	17,027	17,151	17,276	18,500	19,669	19,820
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
43,522	41,336	49,148	52,380	45,531	49,398	42,438	42,607
295	22,768	304	308	28,567	316	322	23,112
—	22,421	—	—	27,609	—	19	22,813
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
295	347	304	308	958	316	303	299
295	22,768	304	308	28,567	316	322	23,112
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
460,875	442,007	457,102	475,180	457,904	470,204	473,234	453,414

令和4年度 (将来予測)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)
11,261	11,515	11,505	11,805	12,123	12,068	12,340	12,506
1,620	1,702	1,631	1,728	1,840	1,774	1,854	1,891
9,641	9,813	9,874	10,077	10,283	10,295	10,486	10,615
13,831	18,269	16,419	16,535	16,651	17,965	19,096	19,168
7,022	9,280	8,340	8,399	8,458	9,076	9,665	9,737
6,809	8,989	8,079	8,136	8,193	8,889	9,431	9,431
25,092	29,784	27,924	28,340	28,774	30,033	31,436	31,674

# 第6章 経営戦略の事後検証・更新等

## 1. 経営戦略目標

### (1) 経営・財務面の指標

指標	意味	平成29年度 (実績)	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)	算式
経常収支比率	(経営の健全性)	95.7%	102.8%	101.2%	経常収益÷経常費用
事業収益対資金 残高比率	(資金の余力度)	229.0%	305.9%	307.1%	現金・預金残高等の額÷事業収益
企業債残高対給 水収益比率	(債務の重さ)	851.4%	944.6%	980.7%	企業債残高÷給水収益
料金回収率	(経営の効率性)	78.0%	81.4%	77.3%	供給単価÷給水原価

### (2) 事業・施設面の指標

指標	意味	平成29年度 (実績)	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)	算式
施設利用率	(施設の効率性)	37.0%	36.0%	35.0%	1日平均配水量÷1日配水能力
有形固定資産 減価償却率	(施設老朽化状況)	43.4%	44.2%	45.0%	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価
管路経年化率	(管路老朽化状況)	8.5%	25.0%	30.6%	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路総延長
管路更新率	(管路老朽化対策)	0%	4.2%	8.7%	管路更新延長÷管路総延長

### (3) 災害対応面の指標

指標	意味	事業	平成29年度 (実績)	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)	算式
基幹管路耐震適 合率	(基幹管路耐 震化状況)	上水道	82.4%	82.4%	82.4%	基幹耐震適合管路延長 ÷総基幹管路延長
		簡易水道	28.5%	39.1%	43.2%	
		合計	35.8%	44.9%	48.5%	
管路耐震 適合率	(管路耐震化 状況)	上水道	26.6%	29.6%	33.4%	耐震適合管路延長÷管路総延長
		簡易水道	38.9%	43.8%	48.9%	
		合計	33.7%	37.8%	42.3%	

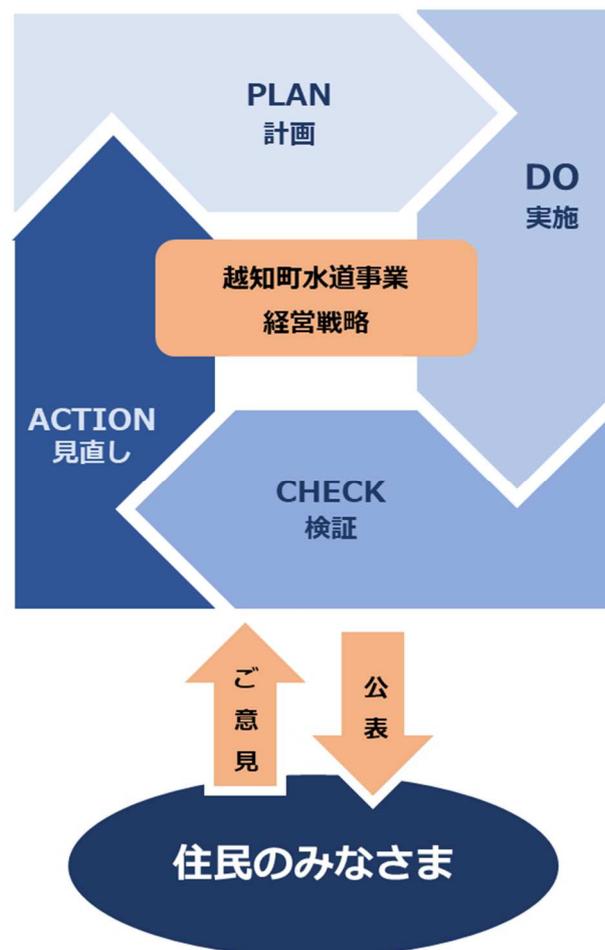
## 2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

経営戦略の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間ですが、「経営戦略ガイドライン」（総務省）では、その推進にあたり毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があるとされています。

そのため、経営戦略を着実に推進させるため、毎年目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度経営戦略における投資・財政計画に対する実績の評価・分析を行い、その結果を次の経営戦略等に反映させるPDCAサイクル（計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」）を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を公表しながら、更なる経営の健全化に取り組みます。



図表 6-1 経営戦略のモニタリング方法

# 第7章 用語集

用語	説明
か	
簡易水道事業	計画給水人口が101人以上、5,000人以下の水道事業のことをいいます。
基幹管路	水道管路網のうち、特に重要な部分を意味し、一般的に「導水管」「送水管」及び「配水管」から構成されます。水源から送水場までをつなぐ管路を「導水管」、送水場と配水池をつなぐ管路を「送水管」、配水池から各家庭などに分岐する管路を「配水管」といいます。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債（国等から長期で借り入れる借金）のことです。
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないものをいいます。
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくものをいいます。
給水原価	有収水量(漏水等除く水道料金収入となった水量) 1 m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけ費用がかかったかを表しています。供給原価ともいい、計算は次式で算出します。 $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯工事費}) - \text{長期前受金戻入} \} \div \text{年間総有収水量}$
給水人口	給水区域（給水できる範囲）内に住んでおり、給水を受けている人口です。給水の範囲外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれていません。
給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益です。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。
給水量	水道の利用者に給水する水量のことです。 また、一日最大給水量は、年間のうち一日給水量が最大であった日の給水量のことです。
供給単価	有収水量（漏水等除いた、水道料金となった水量） 1 m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけ収益を得ているかを表します。給水単価ともいい、計算は次式で算出します。 $\text{給水収益} \div \text{年間総有収水量}$
緊急遮断弁	一定震度を超える地震の揺れ、最大流量、異常な水圧低下を感知すると、配水池の配水弁を自動閉止し、配水管の損傷による水道水の流出を防止し、応急給水用の水道水を確保するための装置です。
経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のことです。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期的収支計画となっています。
経常利益	経営上生じる正常な収益や費用のことです。主たる営業活動に関する収益と費用(営業収益と営業費用)、主たる営業活動以外の収益と費用(営業外収益と営業外費用)があります。
減価償却費	固定資産（建物・水道管等）の減価（価値の減少）を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理又は手続を減価償却といい、この処理又は手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。
さ	
財源試算	「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、財源の見通しを試算した計画のことをいいます。

資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいいます。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。
浄水場	浄水処理に必要な設備がある施設のことです。原水の水質により浄水方法は異なります。
上水道事業	計画給水人口が5,000人を超える水道事業のことをいいます。
水源	水道として利用する水の供給源のこと、河川以外にもダム湖等を指すことがあります。
水道ビジョン	(新水道ビジョン) 平成25年3月に厚生労働省が策定したもので、「水道ビジョン」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据えた新しい水道ビジョンです。  (水道ビジョン) 平成16年6月に厚生労働省が水道の目指すべき方向性について示したもので、水道のあるべき将来像について、その実現のための施策や工程が明示されています。
総合計画	町の福祉や都町計画、環境といったすべての計画の基本となる計画のことです。
<b>た</b>	
耐震化	地震による影響を最小限にするための対策です。発災前及び発災後の対策に分けることができます。水道では、発災前における対策として、施設の耐震設計や耐震管の採用、システム面では基幹施設の分散や水源間の相互融通を可能とする連絡管の整備、電源の異系統化や複数化、自家発電装置の設置、緊急時対応の無線の整備、また配水池につながる主配水管の破損が引き起こす貯留水流出による二次災害を防ぎ、非常用の飲料水を確保するための緊急遮断弁の設置等があげられています。
地下水	地表面下にある水をいいます。一般的に地下水は、河川水に比べて水量、水質、水温が安定した良質の水源地です。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉を推進するために経営する企業。地方公営企業法では、水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業を地方公営企業とし、同法の全部適用事業(法定事業)としています。なお、水道事業には水道用水供給事業を含み、簡易水道事業及び下水道事業は除かれます。地方公営企業法は住民福祉の増進(公共性)と独立採算の原則の下、経済性の発揮を経営の基本原則としています。
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合い分を収益化したものです。
帳簿原価	帳簿上の価額のことです。
投資試算	「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画のことをいいます。
<b>は</b>	
配水池	浄水処理された水道水を貯留し、管路網を通して給配水する施設のことをいいます。通常は標高の高い場所に設置し、位置エネルギーにより水道水を自然流下させて、配水圧を確保します。
配水能力	配水施設から配水できる1日当たりの水量のことです。全需要者に対して、必要なときに必要な量の水を供給する必要があるため、瞬間的な需要に対して対応できる能力が求められる点が送水と異なります。
配水量	浄水場から送り出される水の量のことです。
表流水	降雨等により地表に発生する水のたまりや流れ(河川、湖沼、氷河等)のことです。取水が容易で量が確保しやすいこと等から、もっとも優れた水道水源のひとつです。

伏流水	旧河道や河川の砂れき層などの中を流れる水をいいます。伏流水は地中で自然のろ過が行われるため、表流水に比べて水質が良好です。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のことです。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動します。
法適用	地方公営企業法は、全ての公営企業に一律に適用されるわけではありません。具体的には、水道事業（簡易水道事業を除く）等の7事業については法の全部の規定が、また、病院事業については財務規定等のみが当然に適用されます。その他の事業については、条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができます（任意適用事業）。 現在、法の規定を適用していない事業（法非適用事業）について、条例により任意に法を適用することを法適用と呼んでいます。そして、法の全部の規定を適用することを全部適用、財務規定等のみを適用することを財務適用と呼んでいます。
ま	
水需要	水道水の使用見込量のことです。
や	
有収水量	水道メーターにより計量され、料金収入に結び付く水量のことです。
有収率	総配水量のうち、水道料金の徴収対象となる有収水量の割合で、水道事業の効率性を示す。